

## 令和4年度 男女共同参画の視点で進めるまちづくり支援事業の 助成金交付について

〔助成対象活動実績報告書の提出〕

### 1. 提出期限

**助成対象活動完了の日から1ヶ月以内**に実績報告書および助成金交付請求書を提出してください。ただし、最終提出日は**令和5年3月15日（水）（厳守）**となります。期日を過ぎると助成金の取消や返還を求める場合もありますので、遅れないようご提出ください。

### 2. 提出物

・ **実績報告書**（第8号様式）・・・・・・・・・・1部

・ **事業報告書**（第9号様式）・・・・・・・・・・1部

添付資料として、**チラシ、プログラム、配付資料、図録等の印刷物、写真、新聞・雑誌等の掲載記事**など、事業実施ならびに内容がわかるもの

・ **収支報告書**（第10号様式）・・・・・・・・・・1部

添付資料として**支出における領収書の写し**

〔助成金額の確定及び通知〕

「実績報告書」提出後、内容を審査し、特に問題のない場合は助成金の額を確定し、助成金額の確定通知書にて通知いたします。

助成金額の確定後、**助成金交付請求書**（第12号様式）をご提出ください。請求書に基づき、指定口座に振り込みます。

〔関係書類の保管〕

助成を受けた団体等は、助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿および領収書等の証拠書類を、**助成金の交付を受けた年度の終了後、5年間保管してください**。当事業団への提出書類についても、**必ず写しを取り保管してください**。

〔注意事項〕

助成対象活動に変更が生じることが分かった場合（**活動の中止、活動日・期間の変更、活動内容の変更、収支予算の大幅な変更があった場合**など）は、あらかじめご連絡のうえ、変更申請書を提出してください。なお、変更の内容によっては、助成金の交付をしないことや減額することもあります。

〔助成金交付に係る事務手続きの流れ〕

